

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令甲第五號

各 廉 長  
收 支 命 令 者  
出 納 長  
縣 出 納 員

昭和二年三月鳥取縣訓令甲第十五號鳥取縣會計規則に定  
める書類及帳簿の様式中次のように改め昭和二十三年四  
月一日からこれを施行する。

昭和二十三年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年三月九日  
第千八百八十九號  
火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A列5

鳥取縣公報 毎週 火金 曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和二十三年三月九日  
第千八百八十九號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00871

姓名	鳥取縣出納員	昭和 年 月 日提出	収入		支出		計	備考
			科目	金額	科目	金額		
昭和	年度		一般(特別)	歳出				
昭和	年 月 分							
支出	計算書							

第七十一編 第五(用紙兼復紙)

告示

鳥取縣告示第九十七號  
昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により日野郡江尾町長、東伯郡淺津村長及び西伯郡天津村長並びに同村協議會議員の候補等につき覺書に掲げる條

項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。  
昭和二十三年三月九日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
昭和二十三年三月十日より  
同 年三月十五日まで

00872

00873

鳥取縣告示第九十八號

本廳職員に對し縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財產差押證票を次のように交付した。

昭和二十三年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分	番號	交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	一〇一	昭和二十三年三月一日交付	鳥取縣	鳥取縣事務吏員	増井 庄市
〃	一〇二	〃	〃	〃	田中 萬藏
〃	一〇三	〃	〃	〃	岸本地圖雄
〃	一〇四	〃	〃	〃	大西 肇
〃	一〇五	〃	〃	〃	宮石 洋
〃	一〇六	〃	〃	〃	前田 光惠
縣稅滯納者財產差押證票	一〇一	〃	〃	〃	増井 庄市
〃	一〇二	〃	〃	〃	田中 萬藏
〃	一〇三	〃	〃	〃	岸本地圖雄
〃	一〇四	〃	〃	〃	大西 肇
〃	一〇五	〃	〃	〃	宮石 洋
〃	一〇六	〃	〃	〃	前田 光惠

鳥取縣告示第九十九號  
青年學校教員資格規程第二條により次の者を昭和二十三年一月三十一日付で夫々頭書の科目につき青年學校教員たることを認可した。  
昭和二十三年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

認可科目	本 籍 地	氏名
職業科	八頭郡社村大字樟原二五番地	川本 一正
〃	鳥取市賀露町八五七番地	段田 昭二
〃	西伯郡高靈村大字上萬四一五番地	渡邊 峻
〃	光葉村大字小竹七〇一番地	二宮 清
〃	御來屋町八七〇番地	角田 陽一
〃	東伯郡淺津村大字上淺津一六四番地	山 利勝
〃	西伯郡法寺村大字掛相三〇一番地	生田 義
〃	八頭郡若櫻町大字若櫻四三八番地	豊佛 春明
〃	西伯郡天津村大字福成五八八番地	桑岡 治
〃	氣高郡小笠河村大字河内八三〇番地	野藤 正也

家庭科	東伯郡榮村大字龜谷五九一番地	入江 時子
〃	〃 長瀬村大字田後七一七番地	福本田鶴子
〃	〃 西郷村字山根三〇一番地	小崎 祐子
〃	〃 北谷村大字中野二二二番地	小谷さよ子
〃	〃 氣高郡大郷村大字金澤三〇八番地	鬼 千鶴枝
〃	〃 逢坂村大字會下一四〇番地	加藤八重子
〃	東伯郡安田村大字八幡七九二番地	田中 一枝
〃	鳥取市行徳三五七ノ一番地	稻葉谷登美恵

昭和二十三年三月九日印刷  
昭和二十三年三月九日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町